

秋川ファーマーズセンター指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、秋川ファーマーズセンター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法及び基準等を示すものである。

1 審査対象団体

センターは、TAMAらいふ21（多摩東京移管百周年記念事業）の一環として、当時の秋川市、秋川農業協同組合（以下「農協」という。）、農業者が東京都と連携して、「21世紀の新しい多摩づくり」を先導するために、平成5年度に建設した施設であり、あきる野市における農業振興や農業者と市民の交流を促進する中核的な複合施設として、地元で採れた新鮮で安全・安心な農畜産物等の販売や市民が農業への理解を深めるための市民農園の運営等を行っている。

また、センターはオープン当初からその管理運営を農協に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度により、引き続き、農協が管理運営をしている。

この間、農協は、センターに出荷される農産物の安定的な供給を図るため、作付けや栽培の指導、品質管理を行うとともに、消費者との交流を深め、「地産地消」を普及するため、毎年、農業者と連携して「とうもろこし祭」、「収穫祭」などのイベントを開催し、あきる野農業の発展に向けた取組を進めている。

特に、この地産地消の取組については、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深めるものとして期待されており、あきる野市と農協が一体となって推進しているものである。

このような取組により、指定管理者の指定前の平成17年度における利用者（レジ客）約34万5千人、総売上額約5億2,200万円に対して、平成21年度には、利用者で1万6千人、4.6%の増で、約36万1千人、総売上額は3,900万円、7.5%増の約5億6,300万円となっており、農業者、市民そして首都圏も含む消費者に信頼される共同直売所になっている。

また、農協は、平成20年にJA東京中央会の「生産履歴管理・農薬適正使用システム」を導入し、農業者の栽培履歴の登録や作物別に使用農薬と散布回数などの適正化を進め、農業生産性の効率化と更なる安全・安心で新鮮な農産物を消費者に供給することに努めるとともに、農業生産力の増進及び農業経営の安定・向上に向けた営農指導などにも取り組んでいる。

このようなことから、農協については、指定管理者を含め17年間にわたり農業者や消費者と連携しつつ、地産地消の拠点としてあきる野農業の発展に努めてきた実績があり、長年の施設運営に関するノウハウを活用することにより、センターの円滑な運営と農業者の経営の向上、そしてあきる野農業をリードする役割を担うことが期待できる団体であり、本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できるため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定により、本施設における候補者の審査の対象団体を農協とする。

(参考)

施設利用者（レジ客）及び売上額一覧表

年 度	施設利用者（レジ客）（人）	売 上 額（円）
平成18年度	351,937	538,624,547
平成19年度	348,649	534,369,456
平成20年度	354,407	556,384,112
平成21年度	361,298	563,189,092

2 施設の概要

- (1) 名 称： 秋川ファーマーズセンター
- (2) 所在地： あきる野市二宮811番地
- (3) 規 模： 建築面積 1,385.53㎡
(内販売面積 404.60㎡)
植木・盆栽コーナー 2,133㎡
苗木用建物 58.50㎡
バーベキューコーナー 126㎡
ストックヤード 15.16㎡
駐車場面積（75台収容） 2,178㎡

3 指定管理者が行う業務

- (1) 市内農業者が生産した良質で新鮮な農畜産物等の販売業務に関すること。
- (2) 農畜産物等の販売促進の業務に関すること。
- (3) 農畜産物等の計画的生産の業務に関すること。
- (4) 地域産業との相互協力による販売業務に関すること。
- (5) 農業従事者の相談等の業務に関すること。
- (6) 市民農園の管理等の業務に関すること。
- (7) センターの維持管理の業務に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める業務に関すること。

4 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

5 指定管理者の指定管理料

なし

6 提出書類

農協は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成22年10月8日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とする。

(1) 指定管理者としての管理運営の状況について

- ア 事業報告書の写し（平成18年度～平成21年度）
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について
 - ・ 各種事業やサービス等の向上の取組など（平成18年度～平成22年度）
 - ・ 収支予算の決算状況など（平成18年度～平成21年度）

(2) 事業計画書

- ア 団体の経営方針について
- イ 施設の運営方針について
- ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
 - ・ 各種事業やサービス等の向上の取組など（平成23年度～平成27年度）
- エ 施設の管理運営について
 - ・ 事業計画書（平成23年度～平成27年度）
- オ 人員体制について
 - ・ 職員の配置計画
 - ・ 職員の研修計画
- カ 収支見込みについて
 - ・ 収支予算書（平成23年度～平成27年度）
- キ 個人情報保護対策及び情報公開について
- ク 苦情処理体制について
- ケ 危機・安全管理体制について
- コ 環境への配慮について
- サ 地域や他施設等との連携について

(3) 団体の経営状況について

- ア 登記事項証明書
- イ 定款・規程等
- ウ 法人の事業計画書及び収支予算書（平成22年度）
- エ 法人等の役員名簿

7 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

農協から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、農協からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を15分程度実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

8 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	団体の経営方針について			
4	施設の運営方針について			
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
6	施設の管理運営について			
7	人員体制について			
8	収支見込みについて			
9	個人情報の保護対策及び情報公開について			
10	苦情処理体制について			
11	危機・安全管理体制について			
12	環境への配慮について			
13	地域や他施設等との連携について			
14	団体の経営状況について			
評価合計				

9 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類の内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると思われる場合には、農協を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

10 審査結果

選定委員会の審査結果については、農協に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。